

4・25法大闘争へ!

2014年3月22日
No.177

Tel 03-3651-4861
mail_cn001@zengakuren.jp
http://www.zengakuren.jp/

全学連(斎藤郁真委員長) 書記局通信

3・18無罪祝勝会での鈴木たつおさんアピール!

みなさんのおかげで暴処法に対する私のリベンジも完全に遂行させていただきました。

実は私はNHKのディレクターをクビになったのが暴処法だったんです。中身は完全に勝ったんですが、1万円(の罰金)という枠は破れなかった。裁判長がわざわざ「罰金1万円にするのは、あなたに職場に戻ってほしいから」と言ったにもかかわらず、NHKの人事部に復職させると、1万円だったら終業規則上復職できるんですよ。執行猶予じゃだめなんですけどね。

ところが、「おまえの時代は悪夢の時代だった」と言われました。日放労長崎時代は全国のNHKを震撼させたからね。だけど「悪夢の時代だから復職させるわけにはいかない、もし民事裁判やるんだったらやってくれ」と。しかしこれでまた裁判やってたら一生裁判になるので、これはやはりいやですよ。被告人を15年やってきましたから。なので転身して弁護士になって、実はその後、5・27国労臨大闘争弾圧裁判で最初のリベンジをやりました。あれは暴処法の適用を粉砕したんです。単純な暴行罪になって、これで勝った。

そして今度のは暴処法そのものを粉砕して全員無罪。100倍返しです。

なぜ彼らは上告しなかったのか。ポポロは一審・二審無罪で、しかし最高裁でひっくり返したわけですよ。意地でも彼らはやってくると思った。やれなかったことで、あの検事はいなくなったんじゃないかな。国家権力の恥を自分が体現して、できなかった。

なぜかというので二つ。一つは玉聞とI君の裏返しの勝利です。玉聞のあの、正直言っていやなものを見た。これは裁判所もそういう認識だった。「もういいでしょう」と顔をしかめて言ってたんだよ。で打ち切り。増井君が言ってましたが、今の若者が学生運動を闘えなかったからと言って労働運動を闘えないとは思っていない。僕の



労働運動の経験から言えば、労働者の現場とはもっとすごいものなんだ。自己解放性を引き出すものなんだ。そこは学生の階級移行の問題としてとらえてもらいたい。それはともかく、やはり玉聞のああいうのを見ると、大人としてはいやになるね。いいかげんにしてくれと。そして、その裏返しとしてI君の宣誓拒否がある。見事だ。全体振り返ってやはりこの二つが山だった。玉聞粉砕と宣誓拒否。これが全体の勝利を裁判

闘争的には確定させた。そしてみなさんのキャンパスの闘いと交錯するところでの勝利と言えると思う。

最後にもう一点。実は、なぜ上告できなかったことの中身なんです。荻野さんという裁判で弁護側証人として出てきてくれた人の「思想検事」という岩波新書の本がある。戦後の権力機構がボロボロになっていることをあらわしている。戦前の思想検事なんてのは、みなさんがばくられたら、イデオロギー闘争を挑むんだよ。コミンテルンの第何回大会の何テーマ知っているのかとか。俺の方が正しいとか言う。ところが今回、せいぜい言えたのが、恩田君に対して「簞巻きにして海に捨てるぞ」とか。こんなことしか言えないんだ。つまり戦後憲法体制というのは、そういうものしか作れなかった。そういう支配階級しかつくれなかった。みなさんにイデオロギー闘争やろうじゃないかと。革命の正否を論争しようじゃないかと言う奴がいたか。いないんだよ。そのくらい検察というのは、国家権力の暴力の最先端の奴が、そういうことしか言えないっていう。じゃあ今、安倍が逆立ちしよう、今からそういう連中を養成できるか。だめだね。我々の方が先に勝っちゃう。絶対そう。単に願望じゃなくて、それが見えたんじゃない。どんなに奴らがお粗末で、団結の力で打ち破れるか。僕はそういう意味で、団結の力と奴らの弱さ、劣化、脆弱さというのを最もよく示したのが、上告もできない、この勝利だ。

その意味で、やはり戦後学生運動の金字塔を完全に打ち立てたと思う。ますますがんばりましょう。

3月14日、文化連盟が法大当局に要求書を提出！

2014年 3月14日

要求書

法政大学総長 増田 壽男 殿
次期法政大学総長 田中優子 殿
法政大学学生センター長 殿
法政大学市ヶ谷学生センター長 殿

2009年、法政大学の入口複数個所に設置された看板を「共謀して破壊した」とされ、「暴力行為等処罰ニ関スル法律」（以下暴処法）違反容疑で警視庁公安部により逮捕・起訴された我々文化連盟と全学連の五学友全員の無罪が、本年2月12日の高裁における控訴棄却と27日付の上告期限切れをもってついに確定しました。

今回無罪が確定したいわゆるこの「暴処法弾圧」は、公安警察と法大当局によってかけられた我々文化連盟と全学連に対する組織破壊攻撃であり法大闘争つづでした。

暴処法は、治安維持法とセットで1926年に制定され、条文に「多衆ノ威カヲ持ッテ」とあるように、団結そのものを罪とする戦前来の治安弾圧法であり、労働運動などに広く使われてきた、これまでの適用案件をみてもその目的は明白です。

そもそもの発端である法政大学が設置した看板とは、学費未納で除籍された特定学生の氏名を掲載し「キャンパスへの立ち入りを禁ずる」と記した極めて差別的で不当な内容のものでした。多くの学費未納の学生が存在する中で、彼のみが名指して入構禁止扱いを受けた理由は明確で、彼が文化連盟の企画局長として、法大闘争の最先頭に立って法大当局を批判していたからです。このような看板が法益の対象でない事はもちろん、この看板の損壊に対し器物損壊でなく、暴処法が適用されたところにも本事件が学生運動に対する弾圧である事を示しています。

法大当局が被害届を出し、公安警察の同法を適用した弾圧によって、文化連盟3役を中心に11名が不当逮捕、内5名が起訴、8カ月もの長期拘留が行われました。また、逮捕と同時に北は北海道から南は沖縄まで全国20か所以上にわたり一斉に家宅捜査が入りました。逮捕、起訴された学友はいずれも法大闘争における代表的な人格でした。また逮捕された11名と交流のあった多くの学友が、任意聴取の名のもとに警察・検察施設へ拉致され、逮捕すらちらつかせた恫喝的な「取調べ」によって無理やり調書を作成されました。10万円程度の看板の損壊に対する、この異様に大規模な捜査もまた、本件が政治弾圧であることの証左です。

さらにこれら一連の弾圧の直後から法大当局は、臨時コンパスやホームページ上において散々我々文化連盟や全学連を犯罪者扱いし、あげく不起訴釈放された学友にまで停学処分を下しています。また公判においても、判決文内で「証言として信用

できない」として一蹴された小川という職員を検察側証人として法廷に出頭させているのです。まさに法大闘争の絶滅をかけた一大攻撃として暴処法弾圧はあったという事です。

現在処分者であり文化連盟委員長である武田雄飛丸が、原告として法大当局と係争中の処分撤回裁判においても、被告法大当局は本人が入学する前に行われた暴処法弾圧を持ち出し、彼の所属する文化連盟や共闘関係の全学連が、いかに大学の業務を妨害してきたかという誹謗中傷の材料にしています。

無罪が確定した時点で法大当局のこうした主張は不当極まりないものですが、そもそも法大当局は彼への処分を彼が参加している学生運動やそこで問われている問題とは一切関係なく、事実問題のみによる処分だと主張する一方、都合のいいところだけ本件を持ち出し、文化連盟の「犯罪性」を主張しており、完全に矛盾しています。

以上、明らかなように法大当局は暴処法弾圧の第一級の当事者であり、責任者です。それにもかかわらず現在もこの暴処法弾圧を反省し謝罪するどころか、それを根拠に学友への処分理由を肉付けしているのです。次期法政大学総長・田中優子氏が編集委員を務める雑誌『週刊金曜日』2014年3月14日号ではこの無罪判決が記事になっていますが、同誌編集部取材に対して法大当局は「自分たちは被害者であり、謝罪する立場にない」と今度は「公安警察・検察が勝手にやったから自分たちは関係ない」という趣旨のコメントをしています。これまで述べてきたように、法大当局は積極的に本件をもって文化連盟・全学連の「犯罪性」を主張してきており、このような無責任は許されません。

今回の暴処法弾圧無罪によって示された事は法大闘争の正義性です。99・9%の有罪率を誇る日本の刑事裁判において、同法の学生運動への適用は戦後あの有名な東大ポポロ事件を含み、ごくわずかしが例がなく、無罪に至っては初の歴史的快挙です。

今回の暴処法弾圧における無罪確定をうけて私たちは以下の事を要求します。

1. 法政大学として今回の暴処法弾圧における無罪確定についての見解を公表する事
2. 暴処法弾圧によって逮捕された全ての学友、とりわけ起訴されながらも無罪が確定した5学友に謝罪する事
3. 法大闘争における全ての処分を撤回する事、とりわけ暴処法弾圧による逮捕の後、不起訴釈放された学友と現文化連盟委員長、武田雄飛丸の処分を撤回する事。
4. 氏名所属不詳の弾圧専門職員の解雇。

以上の要求に対して、3月31日までに回答されたい。

法政大学文化連盟

【当面する行動方針】

●3・23三里塚全国総決起集会 控訴審勝利！市東さんの農地を守ろう！

3月23日(日) 13時～ 東京・芝公園23号地にて <主催：三里塚芝山連合空港反対同盟>